

農地の売買、転用には 農業委員会や県の許可が必要です。

(1) 農地の売買等(農地法第3条)

- ① 農地の売買・賃貸借等による権利移動には、農地法第3条の規定による農業委員会の許可が必要です。
- ② 買い手、借り手について、農地を効率的に利用するかを審査するため、要件があります。(全部効率利用、農作業常時従事、下限面積40アール等)

(2) 農地転用(農地法第4条・第5条)

- ① 農地に住宅や倉庫を建てるなど農地以外に転用する場合(農地法第4条)、農地を買ったり、借りたりして転用する場合(農地法第5条)には、農業委員会を経由して兵庫県知事の許可が必要です。
- ② 場所によっては、転用できない場合があります。
- ③ 違反転用には罰則があります。

(3) 農地改良届

田を嵩上げて畑にするなど、農地の形状変更を伴う農地改良を行う場合は、農地改良届出書を提出する必要があります。

(4) 手続き

- ① 申請受付は、毎月1日から5日です。(最終日の5日が休業日の場合は翌営業日)
- ② 許可通知は、農地法第3条は申請後約1か月後、第4条・第5条は申請後約2か月後となります。(農地改良届の受理通知は提出後約1か月後)
- ③ 各申請、届出は事前に農業委員会事務局にご相談されることをお勧めします。
- ④ これらの申請、相談は行政書士に依頼することもできます。

月	申請受付日
1月	4日(月)、5日(火)
2月	1日(月)、2日(火)、3日(水)、4日(木)、5日(金)
3月	1日(月)、2日(火)、3日(水)、4日(木)、5日(金)

(5) ご注意頂きたいこと

農地法の適用対象となる「農地」とは、耕作の目的に供される土地と定義されています。(農地法第2条第1項)
土地登記簿上の地目が宅地、山林等、農地以外のものであっても、土地の現況が農地として利用されている場合は、許可を受ける必要があります。

転用許可を受けられた方へ

転用許可を受けられた方は、農地転用事業進捗(完了)報告書の提出が必要です。
工事が3か月を超える場合は、許可日から3か月後に工事の進捗状況報告書を、また工事が完了した時は、完了報告書を農業委員会へ提出してください。
あわせて、法務局にて地目変更登記をされることをお勧めします。

農業者年金受給者の方へ

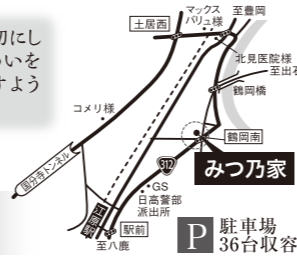
- ① 経営移譲年金を受給されている方で、農地の賃借の相手方の変更や農地の転用などの予定があるときは、必ず事前に農業委員会に相談してください。
※農業者年金が減額になる場合があります。
- ② 中間管理機構に貸し付け、中間管理機構との契約で特定作業受委託者となった場合、使用収益権が発生するため、農業者年金の受給権が停止となりますのでご注意ください。



地元でとれた旬の素材を大切に四季を通じての多彩な味わいを心ゆくまでご賞味頂けますよう真心こめて料理いたします。

○慶事、法事など様々な行事でお使い頂けます。
ご予約受付中 詳細はお気軽にお問合せ下さい。

TEL.0796-42-0168 豊岡市日高町鶴岡字地蔵田296番地 Fax.0796-42-2013
[営業] 12:00~14:00・18:00~22:00 [休日] 毎週月曜日(祝日と重なる場合は翌日が休み)



農業者の皆様へ

農業者年金に 加入しましょう!

農業者年金ラジオCM



MBSラジオにて11月放送

農業者の方なら幅広く加入できます!

60歳未満の国民年金第1号被保険者で年間60日以上農業に従事している方なら誰でも加入できます。
農地を持たない配偶者や後継者などの家族従事者も加入できます。

(注)農業者年金に加入する方は、国民年金付加保険料(月額400円)への加入も必要です。



こんな人も加入できます

配偶者

後継者

農地の権利名義を持たない畜産農業者

POINT 1 少子高齢時代に強い年金です。

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる「積立方式(確定拠出型)」の年金です。
加入者・受給者の数に左右されにくい安定した年金制度で、運用利回りの状況などで保険料が引き上げられることもありません。

(注)運用の結果得られる年金原資が積み立てた保険料を下回らないという保証はありませんが、安全性を重視した運用方法や、65歳の年金裁定時に運用収入の累計額ができるだけマイナスにならないようにする準備金の仕組み等を導入しています。

POINT 2 保険料の額は自由に決められます。

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料の額を自由に決められ(月額2万円~6万7千円の間で千円単位で自由に選択)、経営の状況や老後の生活設計に応じていつでも見直すことができます。

POINT 3 終身年金で80歳までの保証付きです。

農業者老齢年金は、65歳から受給開始で生涯受け取ることができます。希望すれば60歳まで繰り上げ受給も選択することができます。

仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族に支給されます。

- ① 支払った保険料は全額(1人当たり年額12万円~80万4千円)が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税につながります。
- ② 保険料を農業者年金基金が運用して得られる運用益は非課税です。
- ③ 将来受け取る農業者年金(農業者老齢年金及び特例付加年金)は公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方の場合は公的年金等の合計額が120万円までは全額非課税となります。

POINT 4 認定農業者など一定の要件を満たす方には、 保険料の国庫補助があります。

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者で一定の要件を満たした方には、保険料の国庫補助(月額最高1万円、通算で最大216万円)があります。

